

〇〇町内会（区）会則【モデル】

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、〇〇町内会（区）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、△△に置く。

（区 域）

第3条 本会の区域は、鳥取市××町××丁目～××丁目間での区域とする。

（目 的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、健康で安心・安全なまちづくりを行うことを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広報、連絡、渉外活動に関する事。
- (2) 区域の環境整備と保健衛生に関する事。
- (3) 福祉活動に関する事。
- (4) 青少年の健全育成と非行防止に関する事。
- (5) 交通安全、防犯に関する事。
- (6) 防火、防災に関する事。
- (7) 各種の活動グループに対する活動助成に関する事。
- (8) 集会施設の維持管理に関する事。
- (9) 会員の慶弔に関する事。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

（会員の資格）

第5条 第3条の区域に住所を有する全ての者は、会員となる資格を有し、世帯を持って構成する。

2 本会は、正当な理由がない限り、前項に定める者の加入を拒んではならない。

（加入・脱退）

第6条 本会の会員となろうとする者は、入会届けを会長に提出しなければならない。

2 本会を脱退する者は、脱退届けを会長に提出しなければならない。ただし、死亡又は本会の区域外に転出した者は、脱退したものとみなす。

第3章 役 員

（役 員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会 計 〇名

(4)庶務 ○名

(5)班長 ○名

(6)監査 ○名

2 本会に、顧問を置くことができる。

3 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、班長は班内において互選するものとする。

4 監事は、その他の役員と兼務することはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、出納その他本会の会計に関する事務を行う。

4 庶務は、本会の庶務事務を行う。

5 班長は、班内の連絡調整を行う。

6 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は、○年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び班長会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、随時必要なときに開催する。

4 役員会は、第7条第1号から第4号までの役員で構成し、毎月1回開催する。

5 班長会は、随時必要なときに開催する。

(招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会員又は役員5分の1以上から連名により、議案を示して、会議の開催の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の少なくとも5日前までに、議案、日時及び場所を記載し、会長がこれに記名した書面で通知しなければならない。

(定足数)

第12条 会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。この場合、書面又は代理人による出席は、これを定数に加えるものとする。

(議決権)

第13条 会員は総会において、1世帯あたり1個の議決権を有する。

2 役員は、役員会において、1個の議決権を有する。

(議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)事業計画及び予算に関すること。
- (2)事業報告及び決算に関すること。
- (3)役員を選出に関すること。
- (4)会費に関すること。
- (5)会則の変更に関すること。
- (6)本会の解散に関すること。
- (7)その他重要な事項

(議決の方法)

第15条 会議の議事は、別段に定めのあるもののほか、構成員若しくは役員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定に係わらず、総会における会則の変更及び解散についての議決は、総議決権の4分の3以上の同意を要する。

(議事録の作成)

第16条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作り、議長及び選出された議事録署名人2名が、これに署名・捺印しなければならない。

- (1)会議の日時場所
- (2)世帯総数及び出席世帯数(総会以外の会議については、構成員数及び出席者の数)
- (3)議事の経過の概要及び結果

- 2 前項の議事録は、事務所に備え付けなければならない。

第5章 会 計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入とする。

- 2 会費の額は、総会で決定する。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

- 2 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、会計監査を受け、総会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 雑 則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を得て定めることができる。この場合において、会長は、承認後速やかに総会に報告するものとする。

付 則

- 1 この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。